

岐阜県警本部長 様

2026年8月14日

告 発 状

告発人 くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク
事務局 寺町知正
岐阜県山県市西深瀬 208-1
被告発人 梶原 拓 居所不詳

告発の趣旨

被告発人は、後記の通り公職の候補者等の寄附の禁止の罪を犯した容疑があるので、速やかに捜査の上、刑事処分を求めます。

告発の理由

1. 被告発人

被告発人梶原拓は、1989年から2005年まで岐阜県知事であった。

2. 事件の概略（新聞各紙参照）

(1) 岐阜県庁の裏金問題が発覚した。その関連で、岐阜県知事は岐阜県職員組合に寄付を行っていたこと、梶原らは組合から貸付を受けていたことが明らかになった。

報道では、組合員は給与の1.2%を組合費として納付する。だが管理職に昇任して組合員でなくなった場合も、本人から要請がない限り県が自動的に給与の1.1%を控除。「寄付金」として組合に納めている。この寄付金は組合の一般会計の財源となっている。

寄付者は組合の福利厚生上の各種制度を利用することができるという。

被告発人梶原拓は、1989年に岐阜県知事に就任、それ以後毎月の「給与の1.1%を組合に支払うこと」（本件支払い行為という）を続けていた。

(2) 岐阜県庁の裏金問題で、被告発人梶原拓前知事が、裏金が原資の一部となっている県職員組合の職務関連訴訟等特別会計から借入れをしていた。組合は、県から裏金に移し替えられた年と同じ1999（平成11）年に同特別会計を立ち上げた。原資の中には、裏金が組み入れられていたことが、県の内部調査で分かっている。

借入れができるのは、組合員のほか、非組合員でも組合に寄付をした者とされている。組合員個人が、職務に関連して住民訴訟などで訴えられた場合に、弁護士費用や裁判費用を借りる。

被告発人梶原拓はこれまでに14件の借入れを申請。一部が返済されたが、借入れは残ったままになっている。組合員が裁判で負けた場合などで中央執行委員会が適当と認めれば、全部または一部の返済が免除されるという。

3. 被告発人梶原拓の公職選挙法違反について

(1) 会費について

職員は、管理職になると組合の構成員からはずれる。そもそも、知事には組合員の資

格はないから、組合に「会費」を支払う義務はない。支払う義務が無いにもかかわらずなされた本件支払い行為は、「一方的な寄付」にあたる。

仮に組合側に、金を払ったら組合員とみなす、あるいは会員に準じた者となるとの認識があるとしても、政治家の場合は公職選挙法が罰則をもって禁止する「寄付」とみなされることに変わりはない。

(2) 債務の履行について

本件支払い行為と貸付の両者の関係は「債権債務の関係には無い」から、公職選挙法が罰則をもって禁止する「寄付」にあたる。

(3) 実際、全国の都道府県で岐阜県のように知事らの職員組合への寄付はないとされる。

4. まとめ

被告発人梶原拓は、職員組合との良好な関係を期待して就任以来本件支払い行為を継続してきたもので、それ以前からの習慣であったとはいえ自覚的である。公職選挙法第199条の2第1項の（公職の候補者等の寄附の禁止）は、厳格な規定であるところ、本件支払い行為につき、第199条の2の第1項、第249条の2の1項、2項、3項の罪を構成すると思料される。

よって、捜査の上、刑事処分を願いたく告発する。

以 上

○ 資料－1ないし5 新聞各紙

2006年8月3日付け 岐阜新聞記事

2006年8月5日付け 中日新聞記事

2006年8月10日付け 朝日新聞記事

2006年8月11日付け 毎日新聞記事

2006年8月13日付け 読売新聞記事

○ 資料－２ 公職選挙法(昭和25年4月15日法律100号)

(収入、寄附及び支出の定義) 第179条 第2項

この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

(公職の候補者等の寄附の禁止) 第199条の2 1項

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。

(公職の候補者等の寄附の制限違反)

第249条の2 第199条の2第1項の規定に違反して当該選挙に関し寄附をした者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 通常一般の社交の程度を超えて第199条の2第1項の規定に違反して寄附をした者は、当該選挙に関して同項の規定に違反したものとみなす。

3 第199条の2第1項の規定に違反して寄附(当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないものに限る。)をした者で、次の各号に掲げる寄附以外の寄附をしたものは、50万円以下の罰金に処する。

なお、添付の地方選挙の手引き(平成15年)選挙制度研究会編(発行者「ぎょうせい」)によれば、以下と解説されている。

2 候補者等の寄附の禁止(法199の2)

候補者等は、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下同じ。)内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない。この場合、その寄附が選挙に関すると否を問わず、また、時期のいかんを問わず禁止される。

「当該選挙区内にある者」とは、その老が選挙権・被選挙権を有すると否にかかわらず、また、その区域内に住所又は居所を有する老だけでなく、一時的な滞在者をも含み、かつ、人、法人だけでなく、人格のない社団も含むと解される。

「寄附」とは、公選法第179条に規定する寄附の意であり、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

例えば、候補者等が町内のお祭りに酒を差し入れたり、町内会のスポーツ大会に際してカップや記念品を贈ったりすることは財産上の利益の供与に当たるので禁止されるが、会費制の会合に出席し、定められた会費を支払うことはそれが妥当な額の会費であり単なる債務の履行と認められる場合には禁止されていない。

「いかなる名義をもってするを問わず」とは、どのような理由をもってしてもその意であり、したがって候補者等の政治活動や選挙に関しない通常の社交上の寄附であっても選挙区内にある者に対するものは禁止されるものである。

候補者等がする寄附は、次の(1)(2)(3)を除いて、一切禁止される。

以上